

手数料の適正化に関する指針

令和6年9月19日

南丹市上下水道部

目 次

はじめに

1 指針策定の目的

2 指針の対象となる手数料

3 適正化の基準

4 手数料について

5 定期的な見直し

6 その他

はじめに

本市では財政健全化に向けた取組として、令和6年4月に「南丹市財政健全化プラン緊急対策本部」が設置され、同対策の策定のため、健全化に向けた取組内容と推進体制の見直しや適正化について提案、検討することとされました。

その取組施策の一つとして「使用料、手数料などの受益者負担の適正化」が掲げられています。

公営企業（上下水道部）としても、受益者負担の適正化に向け取り組むこととし、公平かつ適正な受益者負担の統一的ルールを示すため「手数料の適正化に関する指針」を策定し、事業経営の健全化と行政サービスの適正な水準の確保を図ることとします。

1 指針策定の目的

手数料とは、地方自治法第227条に基づき、特定の者のために行う役務の提供に対して、その事務に要する費用又は報酬として徴収する金銭のことです。

また、同法第228条では手数料を徴収する場合、条例で定めなければならないと規定されているため本市においてもそれぞれの事務に対して条例で定めています。

本来、手数料は受益者負担の原則に立つものですが、現在、適正に設定されていないものもあることから不足分を受益者以外の方が負担しています。

そこで、本指針を策定することにより、受益者負担の原則に基づいた適正な額に見直し、公平性を確保するとともに財政運営の健全性と行政サービスの適正な水準の確保を図ることを目的とします。

2 指針の対象となる手数料

- (1) 閉開栓手数料
- (2) 給水装置工事申請手数料
- (3) 給水装置工事事業者指定手数料
- (4) 排水設備工事申請手数料
- (5) 除害施設確認手数料
- (6) 排水設備指定業者登録手数料
- (7) その他管理者が特に必要と認める手数料

3 適正化の基準

受益者負担の原則を徹底するため、手数料の適正化の基準は次のとおりとします。

基準1 算定方法の明確化

社会情勢の変化に応じた原価算定方式による明確な算定基準を設定し適正化を図ります。

基準2 減額・免除基準の統一化

受益者の応分の負担と非受益者との公平性を確保するため、上下水道部内において減額・免除の対象を極力限定するよう統一的な見解を定めます。

基準3 定期的な見直し

社会情勢の変化に応じた行政サービスを提供できるよう定期的な見直しを行います。

4 手数料について

(1) 手数料は、原則として次の算定方式により決定します。

$$\text{手数料} = \text{原価} \times \text{受益者負担割合}$$

(2) 原価計算

$$\text{原価} = \text{人件費} \times \text{標準的処理時間} + (\text{物件費} \div \text{年間処理件数})$$

※上記はあくまで標準的な算出方法であり個々によって異なる場合があります。

(3) 受益者負担割合

手数料は特定の者の利益のために発生した事務にかかる経費であるため、100%とします。

(4) 減額・免除の基準

- ・国または地方公共団体で別段の定めがあるとき
- ・管理者が特に必要と認めるとき

5 定期的な見直し

受益と負担の公平性を確保しながら、サービスの改善を目指すため、概ね5年に1回実施します。

6 その他

手数料を所管する公営企業（上下水道部）の各部署は本指針に基づき、手数料の適正化を図ります。

ただし、算出した価額と現在の価額に大きな隔たりが生じた場合は、激変緩和措置を講ずることも検討します。

また、国や府、市、近隣市町村の動向を常に把握し、必要に応じて本指針を見直します。